

大和市公告第 1 1 2 号

大和市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 6 2 年大和市条例第 4 0 号）第 2 条の規定により、地区計画等の案を作成したので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の案については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに意見書を提出することができる。

平成 2 5 年 7 月 1 1 日

大和市長 大 木 哲

1 地区計画等の種類及び名称

大和都市計画地区計画

渋谷南部地区地区計画

2 地区計画等を変更する土地の区域

大和市渋谷四丁目から六丁目まで、福田字甲八ノ区、字乙一ノ区及び字乙二ノ区並びに下和田字中ノ原及び字上ノ原

3 原案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市渋谷土地区画整理事務所 2 階会議室

4 縦覧期間

平成 2 5 年 7 月 2 2 日（月）から同年 8 月 5 日（月）まで（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。